

平成27年11月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成27年11月24日(月) 午後5時22分～午後7時39分

○ 場 所 守口市役所 1号別館3階 第1委員会室

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 榎 原 恵 理 子

委 員 江 端 源 治

委 員 橋 爪 利 明

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 指導部長 水田 広茂

生涯学習部長 松 良之 企画財政部長 南野 哲廣

市民生活部長 神野 浩一 こども部長 大西 和也

総務課長 藤本 淳司 学校管理課長 瀬尾 邦雄

学校教育課長 廣部 孝徳 保健給食課長 西尾 浩樹

生涯学習課長 松原 俊三 スポーツ・青少年課長 阪本 和也

放課後こども課長 西本 岳史 教育センター長 吉川 弘美

中央公民館長 加藤 久隆 企画課長 助川 勝彦

コミュニティ推進課長 小森 勝 こども政策課長 古川 富郎

保育・幼稚園課長 大西 真裕 他担当職員

○ 審議内容

議案第41号 守口市地区コミュニティセンター条例案についての意見

【説明要旨】

議案第41号「守口市地区コミュニティセンター条例案についての意見」御説明いたします。

本条例の説明に入ります前に「守口市コミュニティセンター設置の概要に対するパブリックコメントの結果」につきまして御報告申し上げます。

これは、守口市コミュニティセンターの設置に関し、広く市民の意見を伺うため、平成

27年10月1日から同年10月30日までの間に実施いたしました。

市民からは98件の意見があり、うち施設数に関するものが34件、利用料金に関するものが21件、管理運営に関するものが16件ございました。

平成23年12月に策定されましたもりぐち改革ビジョン案及び平成25年3月に策定されました社会教育関係施設更新の基本方針におきまして、公民館については現在の社会教育施設からコミュニティ拠点としての機能を持つ総合型の施設とすることが望ましいとされたことを踏まえ、地域における市民の相互交流を促進するなど、多様化する地域住民のニーズに対応するため、公民館を地区コミュニティセンターとして再編・整備し、設置しようとするものでございます。

それでは、各条文の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は施設の設置を定めるものでございます。

第2条は施設の名称及び位置を定め、第3条ではセンターを利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならないこと、並びにセンターの利用を承認しないものとする事項をそれぞれ定めるものでございます。

第4条ではセンターの利用の承認の取り消し及び制限することができる事項を定めるものでございます。

第5条は使用料について、第6条では使用料の減免について、第7条では使用料の還付についてそれぞれ定めるものでございます。

第8条は利用者がセンターに特別な設備を設け、既設の施設等に変更を加え、又は据え付けられたもの以外の器具・備品等を使用することができない旨を定めるものでございます。

第9条は利用者がセンターの利用を終了したときの原状回復の義務を定め、第10条では損害賠償についてそれぞれ規定するものでございます。

第11条は承認を受けた権利を他人に譲渡・転貸することを禁止する旨、また、12条は委任事項でございます。

最後に附則でございしますが、第1項では施行日を平成28年4月1日とし、第2項では現行の公民館、教育文化会館及び地区体育館の施設を転用し、センターとして活用いたしますことから、「守口市立公民館条例」、「守口市立教育文化会館条例」及び「守口市地区体育館条例」を廃止しようとするものでございます。

第3項は、センターの使用許可に関する経過措置を設け、また第4項では、特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表に規定する公民館運営審議会委員の項を削るため、同条例の一部改正をしようとするものでございます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【審議状況】

○委員 パブリックコメントでの市民の声として、施設面が34件、利用料金が21件、管理運営が16件あったと説明していただきましたが、それぞれ代表的な意見としてはどのようなものがありましたか。

例えば利用料金ですと、なぜ料金を取るのか、あるいは料金設定に納得しているのか。施設面での主な意見、管理運営での主な意見と主なものだけで結構ですので、補足で説明していただけますか。

○事務局 施設に関しては34件ということで、最も多く意見がございました。

現在公民館は10館1分室ございまして、市民の身近な施設として定着しております。引き続き公民館を残していただきたいと、というような意見もございました。

その部分につきましても、我々の考えでは、新たな施設づくりを進めていく中で御理解を求めていきたいと思えます。集約する施設の提示もさせていただいて、市民の理解を求めていきたいと考えております。

○委員 パブリックコメントでの意見は、これから集約して回答していくことと思えますが、今後の予定はどうなっていますか。

○事務局 意見の区分を分けますと、目的、施設数、利用料金、管理運営等、いろいろな意見をジャンルで分けられますので、各ジャンルについて説明をした上で、その説明を回答とさせていただこうと考えております。

現在回答案を作成中ございまして、それがまとまり次第、市のホームページやパブリックコメントを実施しました各公民館などに、回答案を載せていただこうと考えております。

○委員 11月9日に、我々教育委員と市長とで総合教育会議を開催しました。それ以降数日が過ぎておりますが、その間にパブリックコメントの開催も含めて、いろいろあったかと思うのですけれども、その時の状況からは特に変わっていませんか。そこをまず確認したいと思います。

○事務局 守口市総合教育会議以降のことですが、議会閉会中ではございますが、(仮称)地域コミュニティ拠点施設整備等特別委員会が11月19日に開催され、その中で引

き続き議会にも現在の進捗状況、経過を説明させていただいております。

本日の教育委員会定例会において意見を求めることも、議会にも御説明申し上げている次第であります。その後、11月30日開催予定の12月市議会で、本条例案を提出させていただきまして、議会の決定をいただいた後、市民等に周知を図ってまいりたいと考えている次第でございます。

○委員　まず公民館及び地区体育館等を廃止して、地区のコミュニティセンターがその役割を果たしていく多機能型の総合施設になっていく、こういうことだと説明していただきました。では具体的に、施設における機能ですとか、あるいは管理運営、施設内の体制、方法について等々、ある程度まとまっているのかどうか、というあたりについてお聞かせください。

○事務局　我々が構想しております地区コミュニティセンターは、公民館の機能を保持した上で、新たに子育て支援や高齢者福祉、健康・環境・防災などの機能を付加した総合型の施設に転換を図っていきたいと考えております。

引き続き市民へのサービス向上に向けての施設づくりをしていきたいと考えております。現行の公民館制度のもとでは利用していただくことができない個人または団体につきましても、地区コミュニティセンター移行後は、幅広く利用していただけるように考えている次第でございます。

また、施設運営につきましては、市の責任において管理運営をしてまいります。まず我々の考えとしましては、市嘱託職員を配置しまして、管理運営に当たろうと考えております。

一方、生涯学習、社会教育の振興の部分につきましては、本庁における生涯学習所管課の担当による企画、立案によってコミュニティセンター移行後も、施設において実施したいと考えております。一方で、現在地域で組織をお願いしております新たなコミュニティ組織において、自主的な生涯学習、社会教育活動につきましても、このコミュニティセンターを御利用いただいた上で実施をしていただきたいと思いますと考えている次第でございます。

○委員　コミュニティ拠点施設及び地区コミュニティセンターは、社会教育を振興していく施設であり、例えば講座、図書サービス、学習情報などの概要は確認しましたが、具体的にはどのようにされていくのでしょうか。

○事務局　コミュニティセンターにつきましては、嘱託職員ということになりますので、

本庁の生涯学習所管課で企画、立案したものを実施していきたいと考えております。

また、コミュニティ拠点施設の開館につきましては、平成29年の開館を目指しております。なお、東部エリアのコミュニティ拠点施設につきましては、指定管理者制度を検討しております。東部エリアにおきましては指定管理者が一貫して、社会教育の振興も図っていくと考えております。

引き続き地域のコミュニティ組織の利用、事業実施も検討されておりますので、新たな施設になっても、社会教育の振興が図れるものと考えております。

○委員 特に講座教室、図書サービスなどは、どのように事業実施されるのでしょうか。

○事務局 図書サービスにつきましても、現在の公民館、生涯学習情報センター、守口文化センターと連携を図って、図書サービスを市内全域で展開することを考えておりますので、コミュニティ拠点施設、地区コミュニティセンターへの移行後も、図書サービスの充実を図っていききたいと考えております。

講座、教室につきましても、先ほど申し上げました実施主体は指定管理者であったり、市の生涯学習担当含みであったり、また地域の自主的なコミュニティ組織であったりと、いろいろな主体があるかと思えますけれども、特に地域主体で実施される場合は、財政的な支援も考えておりますので、そういうことで社会教育の振興を図っていききたいと考えております。

○委員 先日の総合教育会議の場で市長からも、社会教育の振興は今後も続けていく旨を話されました。それを受けて、これから社会教育の具体的な事業として、講座、図書サービス、生涯学習情報等、いろいろな機能がありますけれども、現行のものから低下することなく、むしろ時代に見合ったものにしていくんだという考えであると認識してもよろしいですか。

○事務局 市の責務として社会教育の振興を図っていくというふうになっておりますので、引き続き、充実した社会教育の振興を図っていききたいというふうに考えております。

○委員 コミュニティセンターに移行するに当たりまして、市民に対してのサービス低下を招くことなく、また混乱のないスムーズな移行を図っていただけるということは確認しておりますけれども、例えば地域活動、サークル活動等の支援、あと事務作業はどのようにしていくのでしょうか。具体的に少し教えてください。

○事務局 条例可決後には市民への周知徹底をあらゆる手段で講じてまいります。例えば

広報誌、「FMハナコ」、現行の公民館内での掲示等による、周知徹底を図っていきたいと考えております。

また、今まで公民館を利用されていない方へ利用の幅を広げていくということになりますので、そういう方々への周知も図らなければならないと考えております。

また、既存の公民館、地区体育館を利用されているサークル活動の皆様方につきましては、4月以降も利用が担保できる方策、現在公民館で行われている利用調整会議等も当然必要かと思ひますし、新規利用される方々との調整も必要かと思ひます。

また、新たなサービスとしては、現行公民館は月曜日と祝日の翌日が休館日でございますが、新たなコミュニティセンターにつきましては、年末年始のみ休館日と考えております。点検等による臨時的休館がございますけれども、引き続きその利用の拡大を図るということで、市民サービスの向上に努めたいというふうと考えております。

○委員 既存の施設を廃止することは、非常に大きな混乱が起こる可能性がある。それに替わる新たな施設をつくっていくわけですから、大なり小なり違いが当然出てくる。やはり周知をしっかりとっておかないと、市民にとって非常にわかりにくく、混乱の大きな原因になってくると思ひます。

そういう意味で周知をしっかりと徹底していただきたいということで、4月1日の開館までに間に合いますでしょうか、どうですか。

○事務局 条例御可決後に速やかに周知徹底を図ってまいります。限られた日数ではございますけれども、きっちりと市民の方々に御説明申し上げたいと思ひます。

○委員 今までの公民館というのが、ある程度の限界線を持っていた。いわゆる幅広い市民が使えなかったものが、できるだけ多くの方に幅広く使っていただけるように変わっていくわけですから、スムーズに移行できて、市民が気軽に学習できるようにしていただきたい。教育委員会としましては、社会教育的機能が十分発揮されることをお願いしておきたいと思ひます。

○委員 今まで無料で利用できたものが、なぜ有料にしなければならないんですか。

○事務局 当然市の財政事情もございまして、新たな利用形態を考える中で、コミュニティセンターという転換を考えさせていただきました。その中で幅広い御利用ということになりますので、市民のみならず新たな利用の方々も入ります。

一方では、この新たな施設づくりの中で受益者負担、応分の負担をお願いしたいと考えて

おりまして、全て市民の方をお願いするわけではなく、市が半分、利用される方が半分という考え方をもっております。年間を通じてのコストの部分を割り出しまして、応分の負担をお願いしたいということでございます。

一方では料金が発生するというので、当然サービスの向上に努めてまいります。例えば施設の設備不良がないようにですとか、利便性、サービスの向上に寄与するような、実際に利用料金を払っていただいて利用された市民の満足度が得られるような館の管理運営をしていかなければならないと考えております。

○委員 有料とするからには市民に対しての説明とサービス向上へ向けた実践をお願いしておきます。

それからもう一点、使用料の区分が30分刻みで60円や90円と随分細かくありますけれども大丈夫でしょうか。事務のこと、この料金設定でやっていけるのかということ、実際にやってみなきゃわからないというところもあると思いますけれども試行期間、あるいは移行期間を設ける予定はありますか。

○事務局 使用料につきましては、今までの公民館が無料でしたので、コミュニティセンター移行後は有料化ということで市民の皆様の負担を考え、近隣市のコミュニティセンター同様の施設と比較し、いろいろ検討させていただきました。

年間を通じてのコストを割り出しまして、一定を負担していただく、ですからどうしても10円単位で考えますと、50円、60円のような細かい数字になってしまいます。

ただこれは利用される応分の負担をいただく上で、明確なコストを出ささせていただいて、市が半分、利用者が半分負担するというので、この金額になった次第でございます。

一方、徴収の事務につきましては、利用される際にはお支払いいただくということで、事前にその研修を通じてきっちりと事務の遺漏、混乱がないように徹底していきたいと思っております。

最後に試行期間、経過措置、移行期間等につきましては、今回の条例案に出させていた部分では設ける予定はございません。

○委員 料金設定は今後とも柔軟に状況を見られて、決定していただきたいと思っております。

○委員 減免に関してですが、具体的にどういう段階、どういう形で減免されるのかお聞かせください。

○事務局 条例本文のほうにも減免規定を設けさせていただいておりまして、具体的には

6条に使用料の減免ということで、市長に委任されております。

その部分につきましては、市がコミュニティセンターの目的達成のために使用するときは全額免除、地域の社会教育組織、町会、自治会等が地域活動のために使用する時、公益公共団体の使用目的がセンターの目的に合致する場合も全額免除。それ以外には、三割減免の形も現在検討しております。

○ 上記の質疑の後、原案通り可決。

○ 審議内容

議案第42号 守口市事務分掌条例の一部を改正する条例案についての意見

議案第43号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき守口市長の職務権限の特例を定める条例案についての意見

議案第44号 守口市生涯学習情報センター条例等の一部を改正する条例案についての意見

【説明要旨】

○事務局 議案第42号、議案第43号、議案第44号の3議案について、一括して御説明申し上げます。本3議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に対しまして御意見をお伺いしようとするものです。それでは、議案第42号「守口市事務分掌条例の一部を改正する条例案の教育機関に関する事務についての意見」を御説明申し上げます。

まず初めに、生涯学習及びスポーツ・文化に関する事務の市長部局への移管の目的について御説明申し上げます。本市の生涯学習及びスポーツ・文化の振興は、教育委員会生涯学習部を中心に展開しておりますが、市長部局においても防犯、防災、子育て支援、高齢者の健康福祉等の各行政部門においても取り組んでおり、地域コミュニティへの推進にも寄与しております。しかしながら、近年の人口減少、少子高齢化が加速的に進展する中、持続可能なまちづくりを実現するには、様々な地域課題に対応できる活力ある地域づくりを進めていく必要があります。このような中、平成28年4月より、社会教育法に基いた公民館から、より地域コミュニティの活性化を目指したコミュニティセンターへ移行し、市長部局が所管する予定でございます。そこで、生涯学習及び文化スポーツに関する事務については、市民の生涯学習及び文化、スポーツの活動が、自己の向上を図るとともに、

より良い地域づくりに結びつくように、また、教育の枠を超えて地域振興や健康づくりなどの関連行政と併せて総合的に推進するため、市長部局との一元化を図ろうとするものでございます。

次に、もりぐち児童クラブ事業に関する事務を、市長部局に移管する目的について、御説明申し上げます。現在こども部では、子ども・子育て支援法に基づく守口市子ども・子育て支援事業計画を策定し、総合的な子ども・子育て支援に取り組んでおります。その中で、待機児童の解消や、一時預かり事業など、保護者の就業と子育ての両立の推進や、さんあい広場や老人クラブにおいては、高齢者と子ども達の交流など、世代間交流を推進しております。そこで、児童クラブ事業に関する事務については、子育てと仕事の両立支援や地域力の活用による子育て支援等を含め、他の子育てサービスと総合的に推進するため、市長部局との一元化を図ろうとするものでございます。

本則では、第2条市民生活部の項では、現在教育委員会生涯学習部が所管しています生涯学習、スポーツ、文化、青少年に関する事務については、地域づくりの観点からコミュニティや地域振興の事務を奨励推進するため、「文化振興に関すること」を、「文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）」を加え、「生涯学習に関すること」、「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）」、「青少年に関すること。」を加えます。また、この部分につきましては事務分掌条例の改正はございませんが、教育委員会生涯学習部放課後こども課が担当しております児童クラブに関する事業につきましては、こども部に移管する予定でございます。附則、施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

次に、組織図の新旧対照表を御参照ください。市民生活部に生涯学習部の生涯学習課とスポーツ・青少年課を、コミュニティセンターをコミュニティ推進課の所管といたします。

こども部に放課後こども課を移管し、生涯学習部及び中央公民館を廃止いたします。

続きまして、議案第43号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき守口市長の職務権限の特例を定める条例案についての意見」につきまして、御説明申し上げます。

平成20年地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、スポーツ・文化に関する事務の弾力化が掲げられ、これまで教育委員会に職務権限のあったスポーツに関すること及び文化に関することの事務を、地域づくりの観点から地域の実情に応じて条例を

定めるところにより、市長が管理執行できることとなっております。本議案は、同法に基づき議案42号で申し上げました趣旨を踏まえ、スポーツ・文化に関する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、本条例を制定しようとするものでございます。

本則では移管措置を定めております。附則でございますが、第1項は施行期日を定めるものでございます。第2項から第5項までは、この条例の施行に伴い、関係する各管理運営の主体を教育委員会から市長に変更するため、設置条例等についてその改正を行い、第6項では施設の使用許可等について経過措置を設けるものでございます。

続きまして、議案第44号、守口市生涯学習情報センター条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例は、機構改革に伴い生涯学習に関する事務及び守口市放課後こどもクラブを教育委員会から市長部局に移管することに伴い、所要整備を行うため、本条例を制定しようとするものでございます。第1条では、守口生涯学習センター条例について、第2条では、もりぐち児童クラブ事業利用者負担金徴収条例について、第3条では、守口附属機関条例のうち、生涯学習に係る6機関について、第4条では、守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、それぞれ教育委員会等を市長に改め、所要の改正を行うとするものでございます。また、附則におきまして、施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしくお願い申し上げます。

【審議状況】

○委員 教育委員会といたしましては、社会教育を含む文化、スポーツ、生涯学習が、一層進んでいく。その結果、地域コミュニティの情勢などが図っていかれるという、そういう考えもお示しして、市長も同じようなお考えだということを確認したというところでございます。学校教育と社会教育、この連携の必要性についても当然申し上げまして、教育委員会にある社会教育という部分について、市長部局に移ってそれがうまく今までと同じように進んでいくのか。また、教育委員会と市長部局の連携が十分取れて、これらの取り組みが一層進んでいくということを心配して申し上げ、それは、漏れなくやってみましょうということを確認をさせていただいた、そんな経過がございます。一応確認をさせていただいたということで、そういう理解でありますけれども、教育委員会から市長に確認をさせていただ

た内容を担当課として、この度の機構改革にどう反映されていかれるのかというあたりについて、もう少し補足して説明をしていただきたい。

○事務局 行政では昨今の地域コミュニティの希薄化から、地域力の向上を非常に重点的に進めていかなければならないと考えております。具体的に申しますと、現在子育てにお悩みの方が増加傾向にある、あるいは地域防災、住宅環境をめぐって地域ぐるみで取り組む必要があります。これまで守口市は公民館が中心となって社会教育、スポーツ推進活動、文化活動が盛んでございますが、この少子高齢化の中では、この学びを地域づくりに生かしていただきたいというようなことが行われます。その中で、今後地域で学んで、その学びを社会参画や社会貢献の活動につなげていけるような学習機会を提供していきたいと考えています。そのことによりまして、ほかの地域住民が触れ合って顔をつなぎあわせれば地域力を高めていくというようなことを目標に、この機構改革についても取り組んでいきたいと考えております。

○委員 機構改革によって混乱が生じては意味がないと思いますので、地域団体と市役所との関係を明確にしていきたい。それから3つの議案の各条例につきましては、一体というふうに考えていいわけですね。

○事務局 公民館のコミュニティセンター化と生涯学習の機構改革につきましては、一体的に取り組んでいきたいと考えております。

○ 上記の質疑の後、原案通り可決。

○ 審議内容

議案第45号 守口市立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例案についての意見

【説明要旨】

○事務局 議案第45号「守口市立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例案についての意見」について御説明させていただきます。守口市立視聴覚ライブラリー設置条例は、昭和48年3月23日に、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図る目的で、守口市立教育文化会館に設置したものでございます。設置後40年が経過しましたが、現在は、パーソナルコンピューターなどを使った映像づくりが中心になるなど、情報化社会が大きく進展しており、改めて検討したところ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定するところの教育機関としての役割は、一定終えたものと判断し廃止をしよう

するものでございます。なお、所有のライブラリーは大半が16mmフィルムやビデオテープでございますが、劣化の著しいものを除き、再利用が可能なものにつきましては、市内の図書室に移管を検討中でございます。また、機材等につきましては、現在も市内の団体や保育所などへ年間40件から60件の貸し出し実績があることから、今後も貸し出しの継続を予定しております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【審議状況】

○委員 フィルムやビデオテープにつきまして、貸し出しは実際にあるんですか。

○事務局 所有している16ミリフィルム及びビデオテープですが、最後に貸し出しがあったのは、平成24年度に16ミリフィルムが7件あった程度で、それ以降の貸し出しはございません。

○委員 DVDやCDはありますか。

○事務局 DVDとCDですが、現在の視聴覚ライブラリーに、11本ほどございます。

○委員 VHSも16ミリもかさばりますよね。今後はどうしていく予定ですか。

○事務局 16ミリフィルムとビデオテープにつきましては、40年が経過しておりますので劣化が進んでいるものが多数見受けられます。状態がいいものにつきましては、ムーブ21や今後コミュニティセンターへ移行予定の図書室に移設が可能かどうか打診をしているところでございます。

○委員 大事に持っておくというのも一つかもしれませんが、例えば、DVDやCD等に形を変えて残しておくというような検討はされていますか。

○事務局 ビデオテープ、16ミリフィルムの内容につきましては、守口市に関する風土記や歴史に関するものもございますので、一部をDVDに焼き付けをしています。

○委員 再生することができないものがあっても、役に立たないということになったのでは、歴史的な記念価値はあるとは思いますが、使い道としての有効性が低い。それでも歴史的な意味で残す必要があるならば、御検討していただいた上でということで、教育機関としての一定役割を終えたものと判断をする旨は理解しましたので、特に問題がなければその方向で進めていただきたいと思います

○委員 学校や市民の方に対しての貸し出しはやるということですね。

○事務局 機材等につきましては、現在も貸し出しがありますことから、継続をする考えをしております。16ミリフィルムとビデオテープは、移管先が今後図書室になる可能性は高いですが、市民からの要望があれば貸し出しは継続していきたいとこのように考えており

ます。

○ 上記の質疑の後、原案通り可決。

○ 審議内容

議案第46号 守口市立幼稚園条例の一部を改正する条例案についての意見

【説明要旨】

○事務局 議案第46号「守口市立幼稚園条例の一部を改正する等の条例案」について、御説明申し上げます。

現在、市立幼稚園におきましては、園の適正規模を一学年当たり20名以上と定めている教育委員会の基準を下回っている園が5園中3園に上っており、その他の園も定員を大きく下回っている状況でございます。また、市立幼稚園の建物も老朽化が進んでいることから、市では、就学前の教育保育を民間事業者からの提供を基本とすることとし、守口市の市立幼稚園及び市立保育所の再編整備に関する基本計画の策定に取り組んでおります。今回の条例案につきまして、第1条では守口市立にわくぼ幼稚園につきましては、平成28年4月1日、また守口市立とうだ幼稚園につきましては、平成29年4月1日の廃止を予定しております。また、第2条でございますが、守口市立おおくぼ幼稚園、守口市立とうこう幼稚園及び守口市立やくも幼稚園につきましては、平成30年4月1日の廃止を予定しており、この第2条の条文によってこの3園の幼稚園を含めて廃園とし、この幼稚園条例も廃止する意味でございます。また、附則でございますが、施行期日でございます。先ほど御説明を申し上げました、にわくぼ幼稚園につきましては、平成28年4月1日から。また、とうだ幼稚園につきましては、平成29年4月1日から施行する。その他の園についての第2条の規定及び附則第3項の規定につきましては、平成30年4月1日から施行するという内容でございます。

経過措置について御説明申し上げます。この条例の施行の際に、現に守口市立とうだ幼稚園の園児であるものは、守口市立おおくぼ幼稚園の園児となるものとするという規定でございますが、その他の園への希望のあった園児につきましては、施行の際までに他の園への転園の手続をするものというふうに考えております。

最後に、関係条例の一部改正でございますが、守口市自転車安全利用の促進に関する条例の中で、自転車の安全利用に関する教育や指導を、学校その他の機関に義務づけた項目があり、その中から守口市立幼稚園条例の廃止に伴いまして、第6条2項中「及び守口市立幼稚園」を削るものでございます。

以上、まことに簡単な御説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう

お願い申し上げます。

【審議状況】

○委員 守口市の公立幼稚園の廃園に関しては、夏頃に在園児の保護者の方が、「来年4月の廃園について説明されていない」ということで、非常に不安な気持ちを抱かせたという経緯を聞いており、今後、守口市の公立幼稚園及び保育所がどのような統廃合をして、公立の認定こども園へ移行するのか。あと、先ほどおっしゃいました民の力を大いに期待して守口市の子育て支援体制を築いていきたいということ、どの程度守口市民の方に周知できているか、この点は非常に大事なことであると思います。その辺の取り組みを、ぜひお聞きしたいと思います。

○事務局 守口市の今後の就学前教育保育のあり方と周知についての御質問かと思いますが、本市では守口市すこやか幼児審議会という附属機関に対しまして、守口市の今後の就学前教育保育のあり方に関する考え方も含む、市立の幼稚園、保育所に関する再編計画（案）を諮問いたしました。それと同時に各幼稚園、保育所にて、その諮問させていただいた再編計画（案）につきまして、説明会を開催させていただきました。また、通常ですと市の審議会の傍聴人数は、大体10名から20名程度であります。今回少し大きな会場を用意させていただきました。傍聴人数につきましては、初回は70名、その後はいずれも100名までということで、非常に多くの方々が傍聴に来ていただきました。

それから、9月9日に第6回目の審議会が終わりまして、9月11日に同審議会より西端市長に答申をいただきました。その後、答申をいただきました内容を踏まえまして、市のほうで再編基本計画の修正案を作成をいたしました。その修正案につきまして市立幼稚園、市立保育所及びわかくさ・わかすぎ園を回らせていただきまして、その修正案について周知をさせていただいたという経緯がございます。

○委員 特に未来の保護者、例えば出産を控えている方や2才、3才のお子さんを預けようと考えておられる方等、今は施設には通わせていないけれども、今後考えておられる方は、かなりいらっしゃいます。その辺の周知が一番大事だと思いますし、守口市が子育てをしやすい街かどうかということは、今後の人口の動態にも係ってくると思います。非常に重大なことだと思いますので、様々な方法で、くれぐれも市民の方への周知を十分にやっていただきますように、お願いしたいと思います。

○委員 にわくぼ幼稚園につきまして、平成28年4月1日をもって廃園とのことですが

れども、現在、在園児はいるんですか。

○事務局 現在、にわくぼ幼稚園には4才児が5名おられます。来年5才児になりますけれども、その5名の保護者から、近くの園に移られるという希望の届けが出ましたので、来年5才児はおられない形になっております。

○委員 平成28年度の入園予定の、市立幼稚園の入園申し込みは、何人くらいおられましたか。

○事務局 とうこう幼稚園が27名、やくも幼稚園が16名、にわくぼ幼稚園が0名、とうだ幼稚園が9名、おおくぼ幼稚園が14名でございまして、いずれも4才児のみ、計66名の方から入園の申し込みがございました。なお、5才児の応募はございませんでした。

○委員 今回募集の時期が、例年より遅かったと聞いております。また、今後追加の募集はあるのかないのか教えてください。

○事務局 今回、募集の時期が遅かったということですが、例年でしたら、9月に用紙を配付しまして、10月からの募集という形をとっておりますが、今年度は、すこやか幼児審議会の中で御議論いただき、その後パブリックコメントを実施させていただくというような経緯もございました。そういった部分の経緯から、2週間ほど遅らせていただいた中で、市民の方々に周知させていただいて御通知申し上げ、募集をさせていただいたところでございます。

その時点で、5園の幼稚園の今後につきまして、現在、市が検討している状況をお示した上での募集で、今後28年度末、また29年度末に閉園ということ想定した中での市民の方々に御通知を申し上げ、御理解いただいた上で園児の受け入れとさせていただくために、そういった形をとらせていただいた部分でございます。

保育所につきましては、同じように募集を10月末までさせていただきました。集約を現在しておりまして、その通知を12月末、若しくは1月には通知を申し上げさせていただきます。市立にわくぼ幼稚園を除く、幼稚園4園につきましては、随時受付を継続して行っていきたいと考えてございます。

○委員 先ほど平成28年度の入園予定児は66名と報告をもらったんですが、昨年度と比べて、どのぐらいの割合になるんですか。

○事務局 昨年度と比較しますと、大体6割から7割ぐらいの割合であると考えております。

○委員　とうだ幼稚園も平成29年4月末で廃園となっておりますが、9名の方が申し込みをされたとのことで、先ほどの経過措置で、とうだ幼稚園の園児は、おおくぼ幼稚園の園児となるものとするということで伺いましたけれども、この9名の方がおおくぼ幼稚園に行くとなった場合、席は確保されているのでしょうか。

○事務局　とうだ幼稚園の在園児の方が、おおくぼ幼稚園を希望された場合、全ての席を確保させていただきます。

○委員　全体的なこととしてお尋ねするんですけれども、公立幼稚園に入っただけの方々は、入ることを希望される方々という流れが、今までずっとあって、この度変わっていくというような中で、見通しとして、この公立施設に入れる枠が確保されるのかどうかというところについての見通しが、ざっくりした話ではありますけれども、考えておられると思いますけれども、その辺どうですか。

○事務局　公立を希望されている園児は、今年度の4月段階で約240名がいらっしゃいます。その方々を全て公立3園に集約するだけのキャパがあるかと申しますと、実は、それほどとれないのが現状でございます。およそ、時期にもよりますけれども、半分程度になるのではないかと考えております。しかし、東部エリアに設置をいたします認定こども園につきましては、現在の計画では、現とうだ幼稚園の跡地に、新築で新園舎を建設をする予定でございますので、その園舎の設計いかんによっても、若干の変動はあると考えております。

○　上記の質疑の後、原案通り可決。

○　審議内容

議案第47号　平成27年度教育費補正予算案についての意見

【説明要旨】

○事務局　議案第47号「平成27年度教育費補正予算案についての意見」につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正でございますが、市立東小学校・大久保小学校統合に伴う工事契約関連及び公民館のコミュニティセンターへの移行によります図書管理システムの改修に必要とする費用の補正でございます。まず、市立東小学校・大久保小学校の統合でございますが、「守口市立よつば小学校」として平成28年4月に現東小学校を仮校舎として開校し、大久保小学校

用地におきまして新校舎を建設し、平成30年4月の開放を予定しております。平成28年4月の統合後、速やかに大久保小学校校舎等などの解体工事を着手する必要があることから、当該工事契約及び工事監理業務委託に要する予算を確保しようとするものです。

次に、図書管理システムの改修でございますが、現行の図書管理システムは、生涯学習情報センター、文化センター及び各公民館におきまして稼働しているところでありますが、平成28年4月に公民館が地区コミュニティセンターへ移行する予定であります。このことから、システム内の公民館の名称を、地区コミュニティセンターへと変更するための改修が必要となり、平成28年4月からの運用を開始することから補正しようとするものです。補正内容でございますが、項目1「施設整備・建設事業 小学校」、歳出費目「教育費・小学校費・学校建設費・委託料」では、解体工事の工事管理業務委託料で、434万3,000円の補正でございます。2つめの歳出費目「教育費・小学校費・学校建設費・工事請負費」は、大久保小学校校舎等などの解体工事費2億3,025万6,000円の補正でございます。なお、両件につきましては、翌年度以降の予算の確保が必要な事業であるため、債務負担行為を設定しようとするものです。

続きまして、項目2「一般事務費事業」、歳出費目「教育費・社会教育費・社会教育総務費・委託料」では、図書管理システムの改修の委託料56万2,000円の補正でございます。

以上、まことに簡単な説明ですが、御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

【審議状況】

○原案通り可決。

○ 審議内容

議案第48号 平成28年度守口市公立学校教職員人事基本方針（案）について

【説明要旨】

○事務局 議案第48号「平成28年度守口市公立学校教職員人事基本方針（案）について」並びに「平成28年度守口市公立学校教職員人事取扱要領（案）について」御説明いたします。

平成28年度守口市公立学校教職員人事基本方針（案）をご覧ください。この人事基本方針（案）は、本市の教育理念を踏まえるとともに、学校教育の健全な発展に期するため、任命権者である大阪府教育委員会の同方針を基に、本市教育委員会の適正な人事を行うための方針として示したものでございます。なお、大阪府公立学校教職員人事基本方針については、参考資料として添付しております。

それでは、平成28年度守口市公立学校教職員人事基本方針（案）につきまして、御説明させていただきます。本市の人事基本方針案につきましては、昨年度より、本市の教育理念である「郷土を誇りに思い、夢と志を持って国際化社会で主体的に行動する人の育成」を、人事方針の中に示すこととしております。よって、平成28年度案につきましては、年度のみを修正し、内容の修正はしていません。

それでは、続いて基本方針を御説明させていただきます。

- 1 各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。
- 2 児童生徒数の増減及び各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。
- 3 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換及び校種間、広域異動等の交流人事を積極的に進める。
- 4 教職員の新規採用者については、豊かな人間性と教育に対する優れた専門性を有する人材となるよう、その育成に努める。
- 5 校長、教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材を育成し、登用する。

以上、5点について留意し、人事を行うことを述べております。

続きまして、平成28年度守口市公立学校教職員人事取扱要領（案）をご覧ください。人事取扱要領は、人事を行うに当たって、大阪府教育委員会と密接な連携を図り、計画的な人事を行うための共通認識であり、先の基本方針を受けまして、具体的な項目に分け、人事上の取扱事項を記述したものでございます。取扱要領につきましても、参考資料にあります大阪府の平成28年度、公立小中学校教職員人事取扱要領を参考に、年度の修正のみさせていただきます。

それでは、取扱要領案を説明させていただきます。

1. 教職員人事について

(1) 過欠員の調整について、児童・生徒の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換及び広域異動を行い、効率的な過欠員調整を図る。

(2) 教職員構成の適正化について、①各学校における教職員の構成については、年齢別・性別・担当教科別等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するよう留意する。②本市の「人権教育基本方針」の趣旨を踏まえ、その推進役となる人材の配置の考慮をするとともに、各人事交流の提言者については、その経験を活かせるよう配慮する。③小中学校において、個性に応じた多様な教育の展開並びに小中一貫教育の推進ができるよう、教員配置に考慮する。④夜間学級の充実を図るための人事配置を考慮する。

(3) 学校の活性化を図る人事の推進について、学校長の魅力ある学校づくりの推進と、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。

(4) 同一校に長年勤務している者の異動推進について、①新規使用者は、4年から6年を目途として、②それ以外の者については、7年から10年を目途として、計画的に異動等を行う。

(5) 市町村間等における人事交流の推進について、異動を行うに当たっては、学校の活性化を推進するために、市町村間、政令指定都市、豊能地区3市2町、他府県及び異なる校種等、多様な人事交流を積極的に推進する。

(6) 新規採用教員の人事について、資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮する。また、配置校での育成のみだけでなく、経験の浅い教員を他市町村に異動させ、様々な教育活動を経験できる大阪府のチャレンジ交流の意向を踏まえ、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進するとしております。

2. 校長及び教頭の人事について

(1) 校長及び教頭の異動等について、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに、学校の実情を勘案の上、子ども達に「生きる力」を育み、保護者・地域住民から信頼される学校づくりを推進するため、適材を適所に配置する。

(2) 校長及び教頭の任用について、③女性教職員の管理職任用を積極的に推進する。

3. 女性教職員の人事について

(2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。

4. 教職員の退職について

(2) 再任用制度等の大阪府教育委員会が実施する退職後の諸制度については、趣旨の周知

徹底を図るとともに、その有効活用に務める。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようよろしく
お願いいたします。

【審議状況】

○委員 基本的に昨年と同じ方向でということでありますので、大きくは変わらないとい
うことですが、やはり課題も残っていると思えるわけでありまして、改善がなかなか
に難しい。特に新任の先生方が増加している状況は良いことですが、研修等の育成面から見
て大変だろうという思いがありまして、今までにもお尋ねしたことがありますけれども、現
段階での具体的な考えを示していただきたい。

それから定年で退職される方が再任用として残っていただいて、若い先生方を指導してい
ただきたい面もあるかと思えます。色々と難しいとは思いますが、その辺について何
かお考えがありましたら、お聞かせいただけませんか。

○事務局 初任者の育成につきましては、本市が抱える大きな課題でございます。まず、
本市教職員の年齢構成を申し上げますと、20代・30代の教職員が6割程度を占めており
ます。このことから、今後も計画的に初任者育成を行っていくこととし、毎年大阪府教育委
員会から初任者を対象に、実態の研修として2年間で30回程度を目安に実施しております。
また学校全体では管理職を筆頭に、校内研修を200時間程度行っておりますが、各学校に
初任者の指導教員を位置づけて、その方がコーディネーター役となって、全教職員で経験の
浅い教職員を指導していくことが大切かと考えております。今後また、再任用教職員、経験
豊かな教職員の方を、初任者の育成へ活用して、人材の育成に努めていきたいと考えており
ます。

○委員 管理職の希望者が少ないという課題でございますが、先ほど女性の管理職をでき
るだけ確保するように、積極的に推進していこうとありましたが、本年度の管理職女性の割
合について、現段階で教えていただけませんか。

○事務局 平成27年度の女性校長の人数は5名。全体の20%となっております。教頭
は6名、23%でございます。

○委員 平成28年度の児童生徒の増減はどうなっていますか。

○事務局 10月1日現在の数値でございますが、小学校は児童数が136名の減少。学
級数で申し上げますと、5学級の減少を見込んでおります。中学校におきましては、生徒数

155名の減少で、学級数では9学級の減少を見込んでおります。

○ 上記の質疑の後、原案通り可決。